

後援等名称使用に関する基本ルール

平成15年12月15日
特定非営利活動法人 東京いのちのポータルサイト
理事長 安井潤一郎

(趣旨)

当法人が他団体の実施する事業などに後援名義等の名称使用を承認する場合、この基本ルールに基づいて対応させていただきます。何卒理解ご協力のほどお願いします。

(手続の流れ)

(1) 当法人に「後援等名称使用」の申請を希望する方は当法人の理事を通じて理事会MLにおいて理事長宛に「後援等名称使用申請書」を上程してください。

(2) 理事会MLにおいて1週間の確認期間を設けます。

確認期間中に理事の意見などで必要に応じ修正させて頂く場合もしくは内容がそぐわない場合は却下させて頂く場合もあります。

(3) 理事長（必要に応じ副理事長と協議）の判断で承認された時点で「後援等名称使用承認書」を発行させて頂き、後日直近の理事会にて承認の件について報告させていただきます。

(4) 事業終了後は速やかに理事長あて「後援等名称使用報告書」を提出してください。後日直近の理事会にて報告させていただきます

※理事会承認後に上程資料は会員の皆様に公開させていただきます。